

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

2024年10月1日施行

「長期収載品の選定療養について」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6178号 栗原盛一

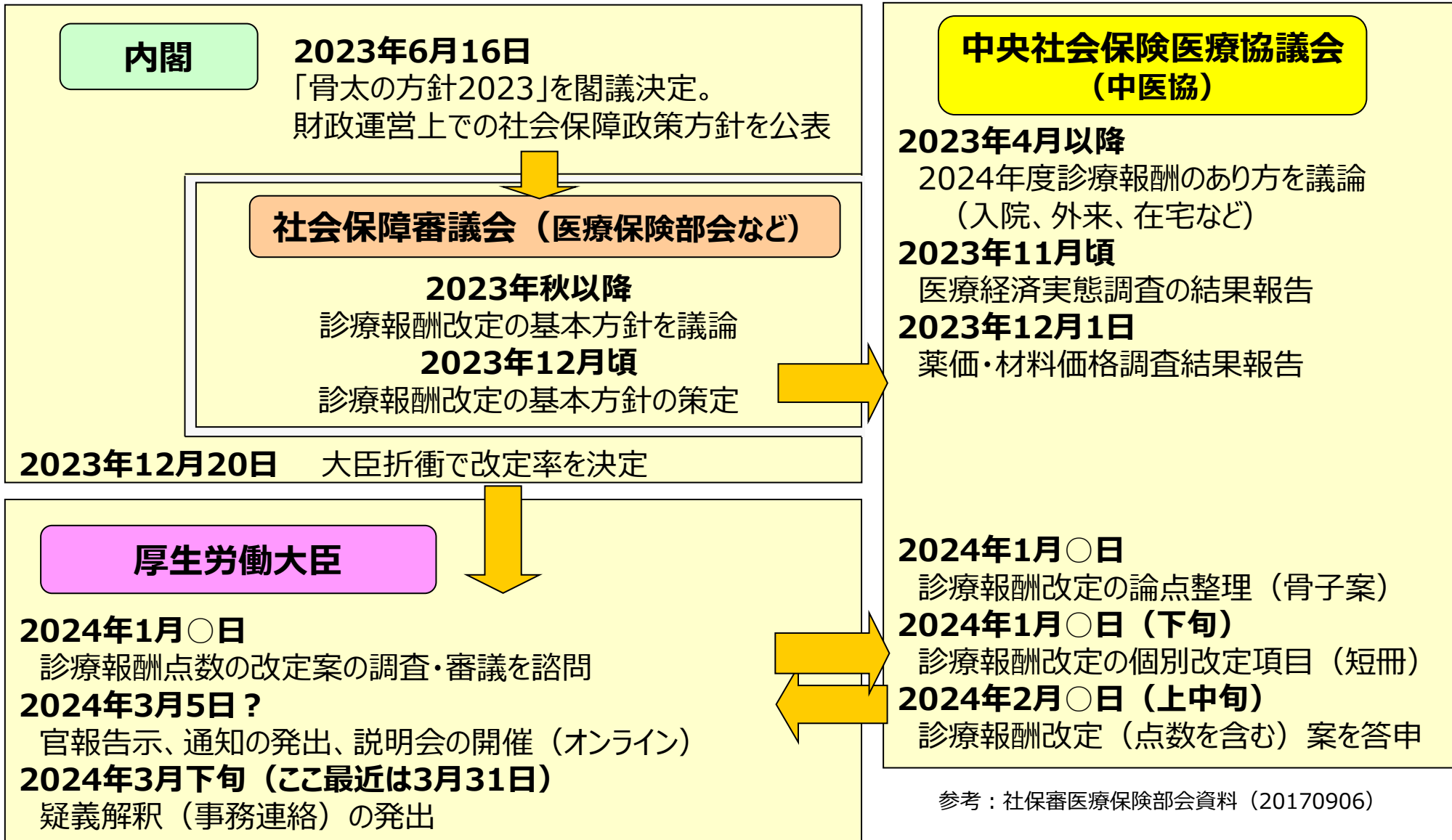
参考資料：2023年12月15日 中医協総会資料
2023年12月20日 厚生労働省 報道資料

資料No.20230104-2099-1

(2024年1月4日訂正)
・P10_負担額のシミュレーションについて、図の修正及び「⑤保険給付該当額」の式を訂正しました

本資料は、2023年12月20日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

○診療報酬改定に向けて、社会保障審議会が方針を決定し、内閣が改定率を決定し、具体的な個別項目の改定についての議論は中医協総会とその下部組織で行われています



参考：社保審医療保険部会資料（20170906）

【診療報酬・調剤報酬・薬価改定のスケジュール・案（令和6年度）】

月	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1
R6改定 における 国の動き	中医協での 議論		2月上旬 中医協答申	3月上旬 関係告示等 3月下旬 電子点数表	4月1日 薬価改定		6月1日 施行	7月10日 初回請求						
								経過措置						
疑義解釈・変更通知等														

改定の後ろ倒しを検討した理由

- 元々、3月初旬に告示通知を行い4月1日施行というタイムスケジュールではレセコン等のシステムベンダによる医療機関へのシステム提供がタイトである
- 疑義解釈等も告示通知後、直前（3月31日）まで行われることが多く、直前のシステムへの対応などシステムの無理が生じる可能性が高い
- 施行後の疑義解釈も多くあり、医療機関が提供する医療サービスにも影響がある

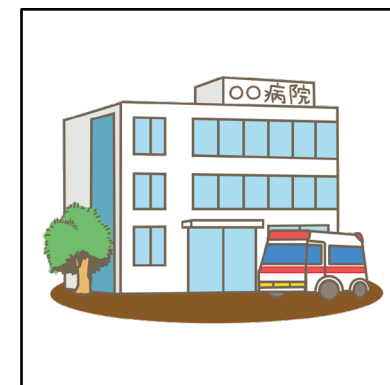
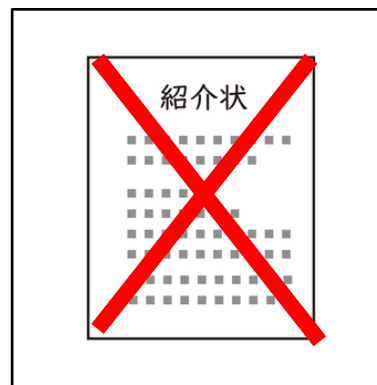
【MPSコメント】

- 令和6年度の診療報酬改定は、令和6年6月1日より実施することとなりました。
- 令和6年度の薬価改定は、これまで通り、年度初めである、令和6年4月1日より実施されます。
- 介護報酬改定については、介護給付費については、介護サービスの内容により、施行日が変わると考えられます。

特別な療養環境など患者が自ら希望して選ぶ療養で、保険導入を前提としない療養



大部屋から個室への変更
【差額ベッド代】



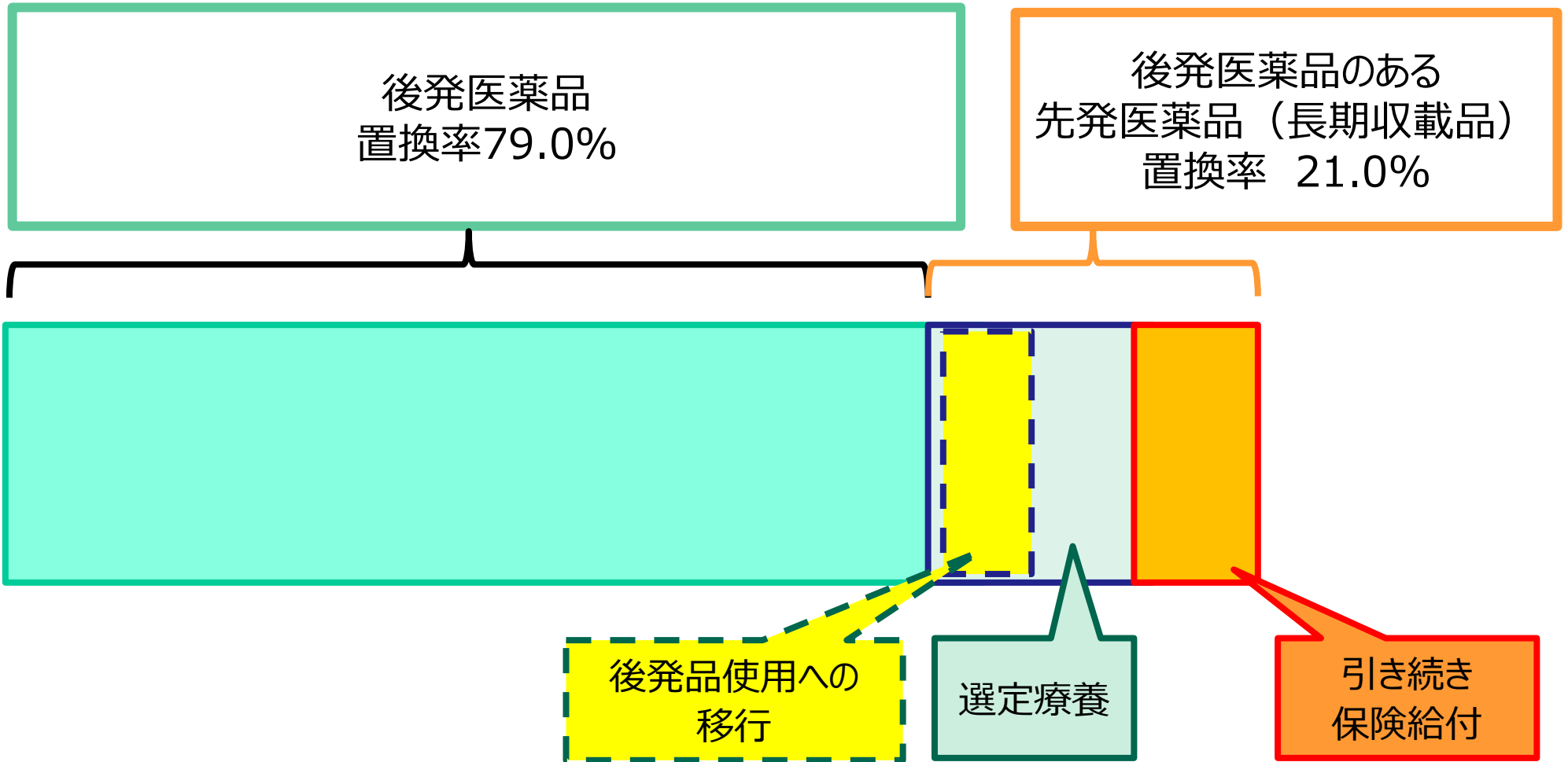
紹介状を持参しないで
病院へ受診する行為

選定療養とは、保険診療と保険外診療を合わせて行うことができるように制度設計したものの1つで、保険外診療にあたるものです。

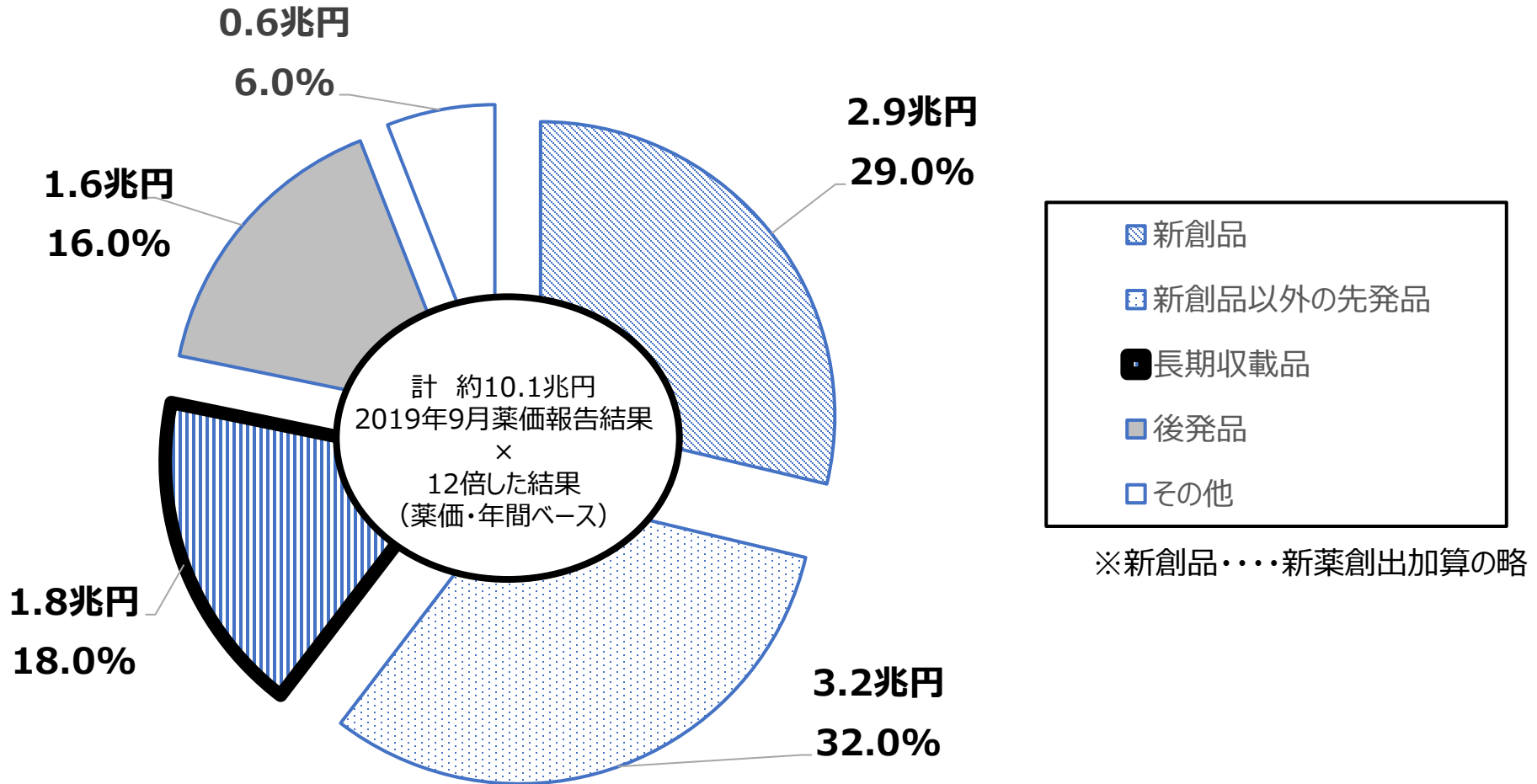
いわゆる医療サービス等の贅沢なものを対象としており、病室を個室に変更する際の差額ベッド代や紹介状なしの大病院の初診、再診料、金歯等も対象になります。

- 長期収載品の保険給付の在り方の見直しとして、選定療養の仕組みが導入され、長期収載品を選択した場合の患者負担額が大きくなります
- 後発医薬品の上市後 5 年以上経過したもの 又は 後発医薬品の置換率が50%以上となったものが対象とされます（準先発品も対象に含まれる可能性があります）
- 後発医薬品の最高価格帯との価格差の 4 分の 3 までを保険給付の対象とすることとし、2024年10月より施行されます
- 選定療養分の自己負担の部分については、保険給付ではないため、消費税額に相当する金額を加えて、患者に請求します

(参考) 2023年12月20日 中医協資料「診療報酬改定について」を基に日医工（株）が追記



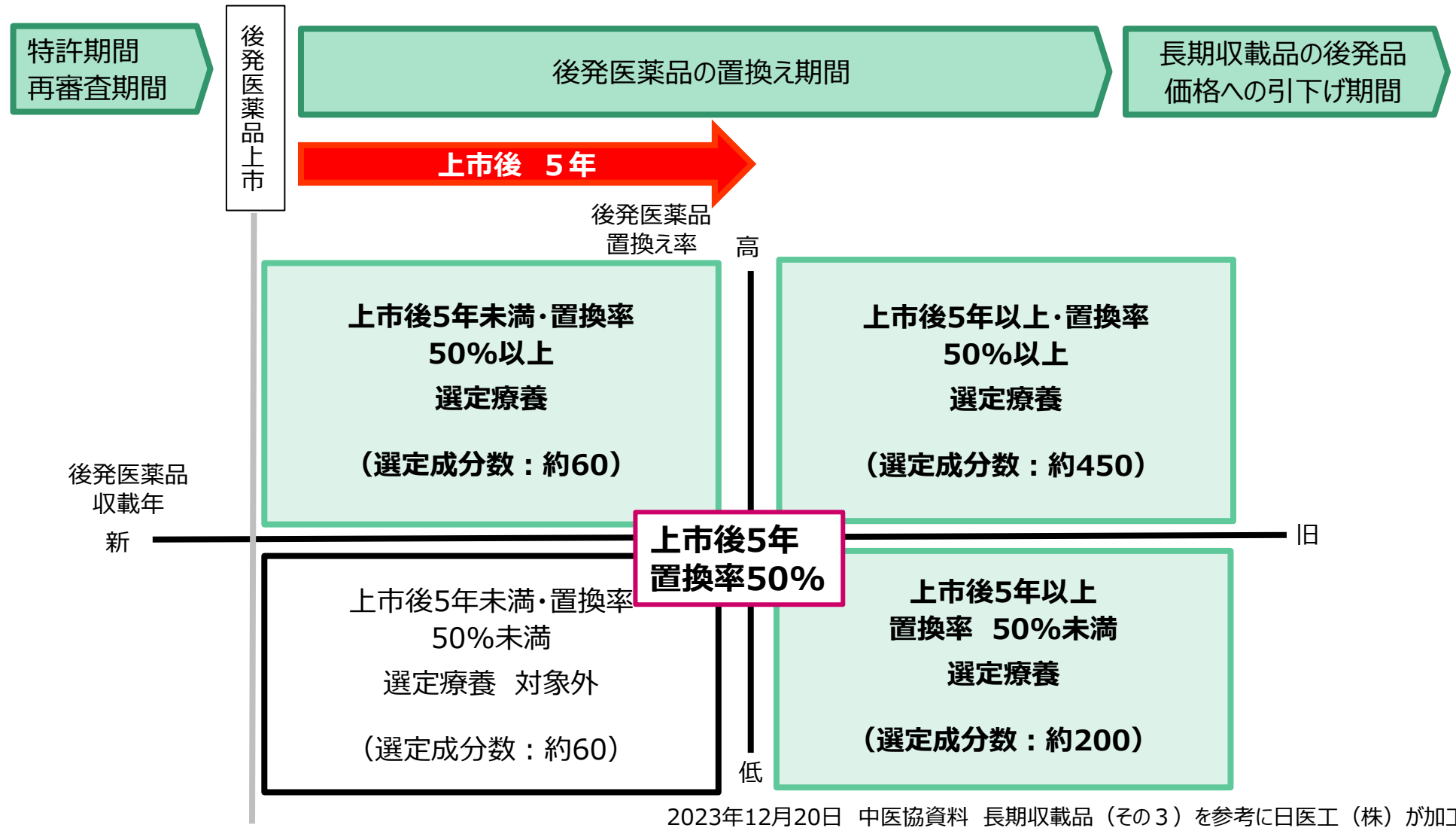
2023年12月20日 中医協資料 長期収載品 (その3) を参考に日医工 (株) が加工



薬価調査で得られた取引数量に薬価を乗じた上で12倍（1年換算）し、年間の額を単純に推計

2023年12月20日 中医協資料 長期収載品（その3）を参考に日医工（株）が加工

選定療養の対象品目について

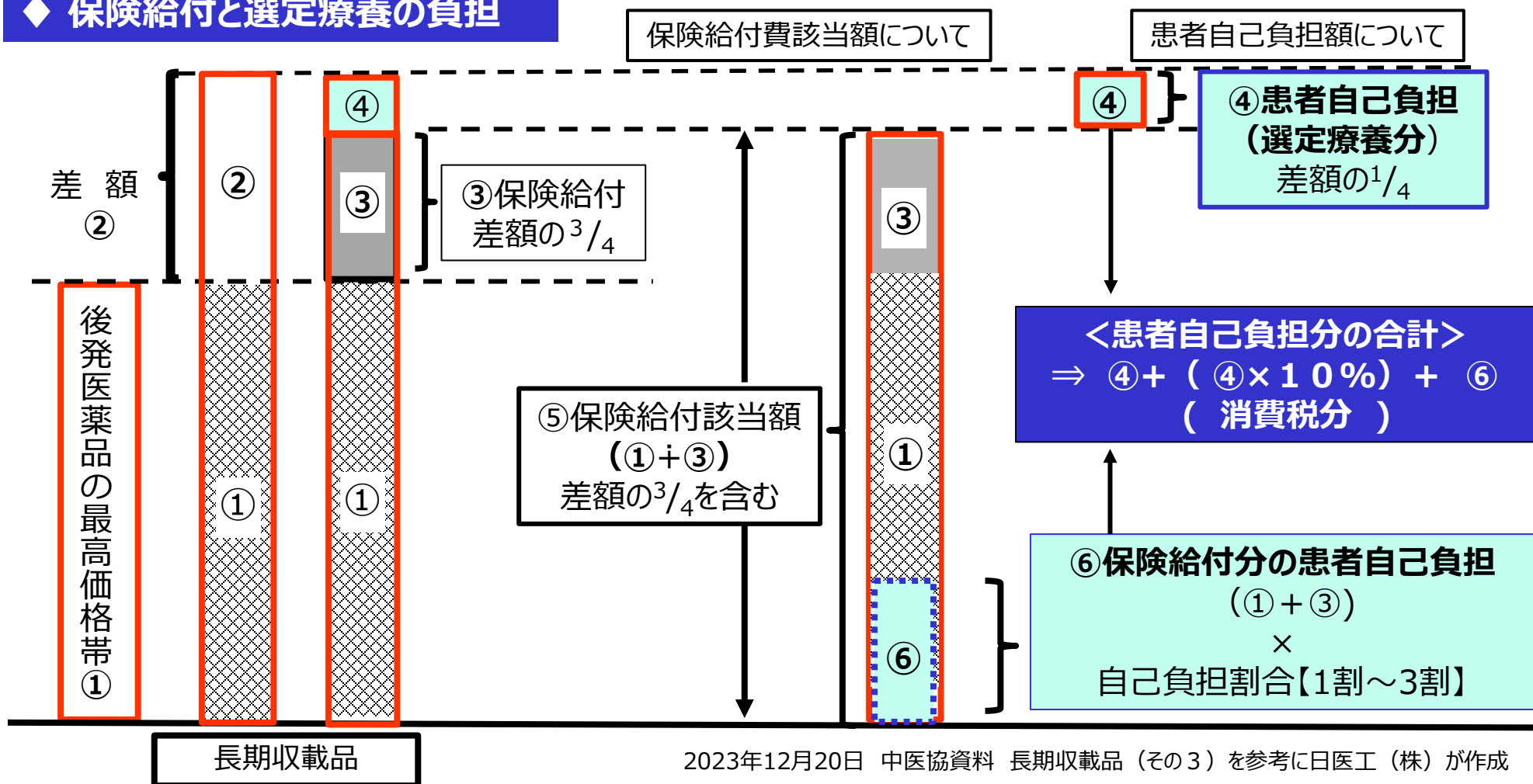


後発医薬品の上市後5年が経過した長期収載品 又は 後発医薬品に50%以上の置換え率がある長期収載品が選定療養の対象医薬品となります（準先発品も対象に含まれる可能性があります）

本資料は、2023年12月20日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

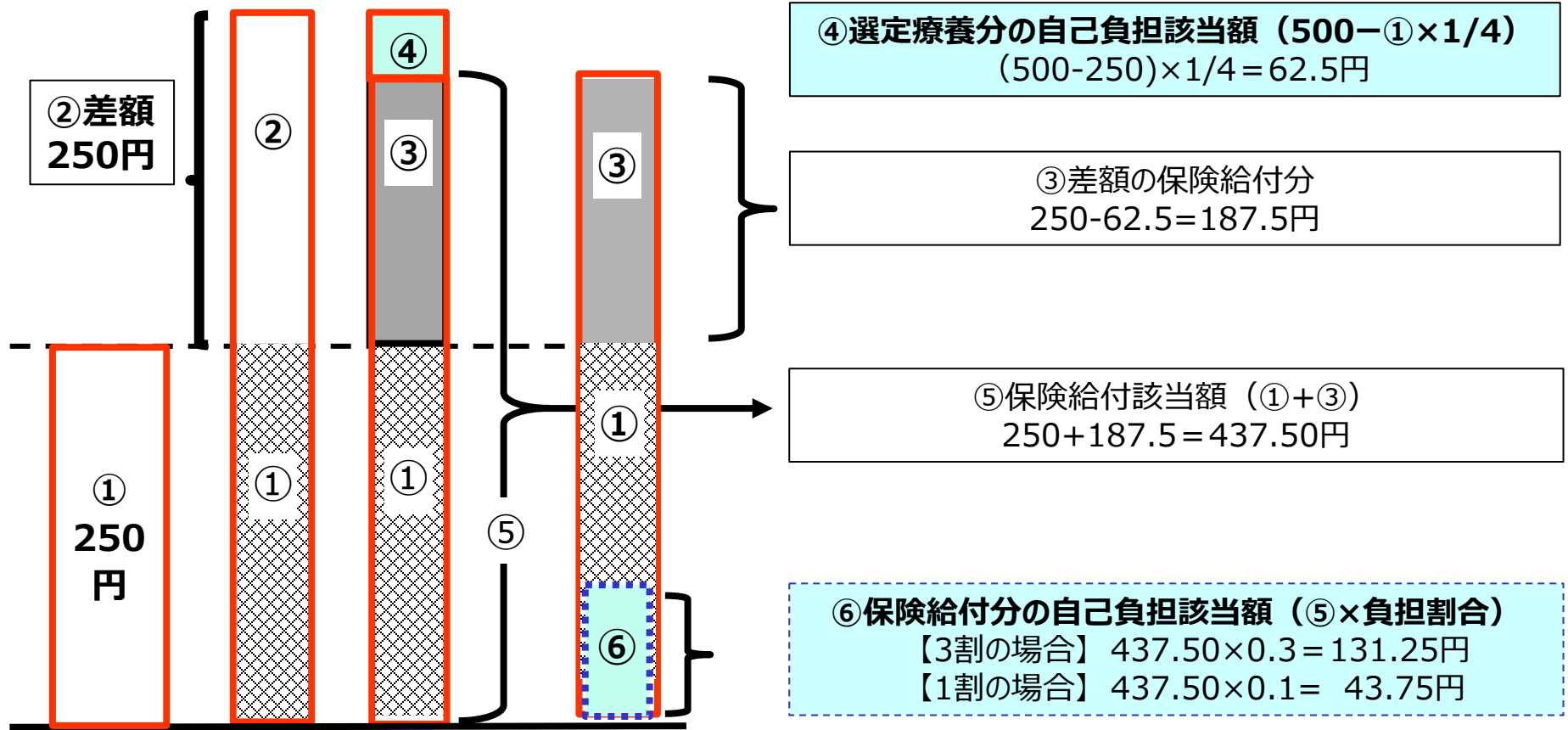
● 2023年12月20日に公表された2024年度診療改定率の内容では「**後発医薬品の最高価格帯との価格差の4分の3までを保険給付の対象とすることとし**」となっていることから、**残りの4分の1**が選定療養費負担割合となります。（記載している計算方法は1剤1種類の場合です）

◆ 保険給付と選定療養の負担



本資料は、2023年12月20日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

【参考例】
後発医薬品最高価格帯① 250円 長期収載品 500円 の場合



④選定療養分の自己負担該当額 $(500 - ①) \times 1/4$
 $(500 - 250) \times 1/4 = 62.5$ 円

③差額の保険給付分
 $250 - 62.5 = 187.5$ 円

⑤保険給付該当額 $(① + ③)$
 $250 + 187.5 = 437.5$ 円

⑥保険給付分の自己負担該当額 $(⑤ \times \text{負担割合})$
 【3割の場合】 $437.50 \times 0.3 = 131.25$ 円
 【1割の場合】 $437.50 \times 0.1 = 43.75$ 円

自己負担合計該当額 $(④ + ④ \times \text{消費税率} + ⑥)$
 【3割の場合】 $62.5 + 62.5 \times 0.1 + 131.25 = 200$ 円
 【1割の場合】 $62.5 + 62.5 \times 0.1 + 43.75 = 112.5 \Rightarrow 113$ 円

2023年12月20日 中医協資料 長期収載品 (その3) を参考に日医工 (株) が作成

本資料は、2023年12月20日迄の情報に基づき、日医工 (株) が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

- 長期収載品といわれる後発医薬品のある先発医薬品のうち、要件にあった長期収載品は、後発医薬品との差額の一部を選定療養費として、患者が自己負担をすることが決まりました
- 今回、新たに決まったものは、「長期収載品の選定療養」と呼ばれます
- 「長期収載品の選定療養」の範囲は、後発医薬品が上市されてから5年経過した長期収載品 又は、後発医薬品への置き換え率が50%を超える長期収載品が対象になります
- 選定療養に該当する長期収載品の薬剤費の計算方法は、後発医薬品の最高価格帯との差額の4分の1を患者自己負担として、算定することになりました（詳細は本資料を参照）
- 選定療養分の患者自己負担は、保険給付ではないため、消費税額相当分が上乘せされます
- 患者自己負担により支払われた消費税については、課税対象取引に該当するため、課税売上1,000万円以上に該当する事業者は課税事業者となる可能性があります
- 課税事業者となった場合には、インボイス制度に適切に対応する必要があると思われます
インボイス制度の詳細につきましては、専門家にお問い合わせください



薬剤師の皆様に見て頂きたい

Oncology関連コンテンツのご紹介

会員登録
不要

「薬剤師のためのBasic Evidence」と「診療現場最前線」
2つのコンテンツをセットで閲覧することで
オンコロジー分野の基礎と実践を総合的に学ぶことができます。

薬剤師のためのBasic Evidence

各種ガイドラインの薬物療法を中心とし、薬剤師に役立つ内容を分かりやすくまとめています。
これからオンコロジーを学ぼうとお考えの薬剤師や、基礎的な知識を改めて整理したいという薬剤師にぴったりのコンテンツです。

診療現場最前線

さまざまな職種の先生方の取り組みを紹介しているため、処方意図から患者指導まで幅広く実践的な内容を知ることができます。
薬薬連携実践のヒントも得ることができ、連携にお悩みの薬剤師の参考になるコンテンツです。

■ アクセス方法



<https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/>



202300001296

<https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/>



日医工がお届けする **Stu-GE** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける
テーマ別
情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC／PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

会員特典1 → メールマガジンの受信

会員特典2 → 会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>